

令和2年(2020年)8月31日
午後2時～午後3時
於：高層棟4階 特別会議室
土木部 地域整備推進室

令和2年度 第6回政策会議

北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について

佐井寺西土地区画整理事業の実施に当たり、土地区画整理法第52条、第53条に基づき施行規程を定める条例を制定しようとするものです。

1 趣旨

佐井寺西地区において、丘陵地における未整備の都市計画道路の整備に合わせ、良好なまちづくりを行うため、市施行による土地区画整理事業に取り組んでいます。平成30年度(2018年度)から検討を進め、令和元年度(2019年度)には都市計画決定を行い、令和2年度(2020年度)中に大阪府から事業認可を受けるため、事業計画の精査、各種協議を進めているところです。

市施行の区画整理事業の実施においては、土地区画整理法(以下「法」という。)第52条第1項により、施行規程及び事業計画を定めなければならないこと、また、法第53条第1項により、同施行規程は、市町村の条例で定めることが規定されていることから、施行規程を定める条例を制定しようとするものです。【資料1-2】

2 施行規程(案)【資料1-3】

施行規程には、法第53条第2項の規定により、以下の事項を記載する必要があります。

(カッコ内は条例の条項)

- (1) 土地区画整理事業の名称(第4条)
- (2) 施行地区に含まれる地域の名称(第3条)
- (3) 土地区画整理事業の範囲(第5条)
- (4) 事務所の所在地(第6条)
- (5) 費用の分担に関する事項(第7条)
- (6) 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項(なし※)
※保留地がなく、減価補償地区になることから、記載なし
- (7) 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(第8条～第15条)
- (8) その他政令で定める事項(地積の決定の方法に関する事項)(第16条～第18条)

法第53条第2項の規定以外に、以下の事項を追加で記載します。

- (9) 清算金の算定について(第19条～第21条)
- (10) 所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止期間について(第22条)
- (11) その他必要な項目(第23、24条)

3 条例制定に係る今後のスケジュール ※事業全体のスケジュールは【資料1-4】

令和2年(2020年) 9月 定例会において条例提案

10月 事業認可図書縦覧

令和3年(2021年) 1月 大阪府都市計画審議会に付議(縦覧意見書がある場合)

2月 事業計画決定の公告